

平成 20 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 アヲハタ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福山 二郎
(コード番号 2830 東証第2部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 豊政 茂
電 話 番 号 0846-26-0111

親会社等である株式会社中島董商店の重要な契約の変更に関するお知らせ

当社の親会社等である株式会社中島董商店(以下「中島董商店」という)は、平成 20 年 4 月 4 日開催の取締役会において、キューピー株式会社(以下「キューピー」という)との売買基本契約および当社他の製造会社(以下「アヲハタ他」という)との製造委託基本契約を平成 20 年 5 月 31 日付けで終了させること、併せてキューピーとの間で中島董商店が所有する商標の使用許諾契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

中島董商店は、キューピーおよび当社の大株主であるほか、各種商標を企画・管理するとともに、昭和 47 年 11 月までの間、キューピーおよびアヲハタ他が製造する商品の販売を一手に行っておりました。

昭和 47 年 12 月、中島董商店からキューピーが得意先販売網などを引き継ぎ、それ以後はキューピー製品に加え、中島董商店がアヲハタ他に製造を委託する瓶缶詰などの商品も、キューピーが第三者へ販売することとなり、現在にいたっております。

2. 基本契約の終了および商標使用許諾契約の締結

中島董商店は、平成 20 年 4 月 4 日開催の取締役会において、同社の取扱商品に関するキューピーとの売買基本契約およびアヲハタ他との製造委託基本契約(以下総称して「基本契約」という)を同年 5 月 31 日付けで終了させること、併せてキューピーとの間で中島董商店が所有する商標の使用許諾契約を締結することを、それぞれ決議いたしました。

これにより、平成 20 年 6 月 1 日以降は、中島董商店が使用を許諾する商標を付した商品については、キューピーがアヲハタ他に製造を委託し、当該委託先から商品を直接買い受け、第三者へ販売することになります。

3．基本契約を終了させる主な目的

基本契約の終了は、契約の締結から 35 年が経過し、企業を取り巻く経営環境が大きく変化したことを受け、商流を簡素化することにより、キューピー、アラハタ両社グループの一層の合理化を推進させることを主な目的としております。

4．商標使用許諾契約の内容

商標使用許諾契約は、中島董商店が所有するアラハタ、スノーマンなどの商標をキューピーが自らの取扱商品に使用し、その対価を中島董商店へ支払うことを主な内容とするものであります。

なお、同契約の有効期間は平成 20 年 6 月 1 日からの 3 年間とし、双方異議なき場合は 1 年ごとの自動延長となります。

5．中島董商店の日程

- 平成 20 年 4 月 4 日 基本契約の終了および商標使用許諾契約の締結に関する取締役会決議
- 平成 20 年 5 月中 キューピー他との基本契約の終了に関する合意書およびキューピーとの商標使用許諾契約の締結
- 平成 20 年 5 月 31 日 基本契約の終了
- 平成 20 年 6 月 1 日 キューピーとの商標使用許諾契約の発効

6．中島董商店の業績への影響

中島董商店の業績への影響に関しては、基本契約の終了が減収減益要因、キューピーとの商標使用許諾契約の締結が増収増益要因となります。

その結果として、平成 20 年 11 月期の売上高で 200 億円の減少が見込まれますが、利益への影響は軽微であります。

7．当社の業績および財務状況への影響

中島董商店との基本契約の終了が、当社連結・単体の業績および財務状況に与える影響はございません。

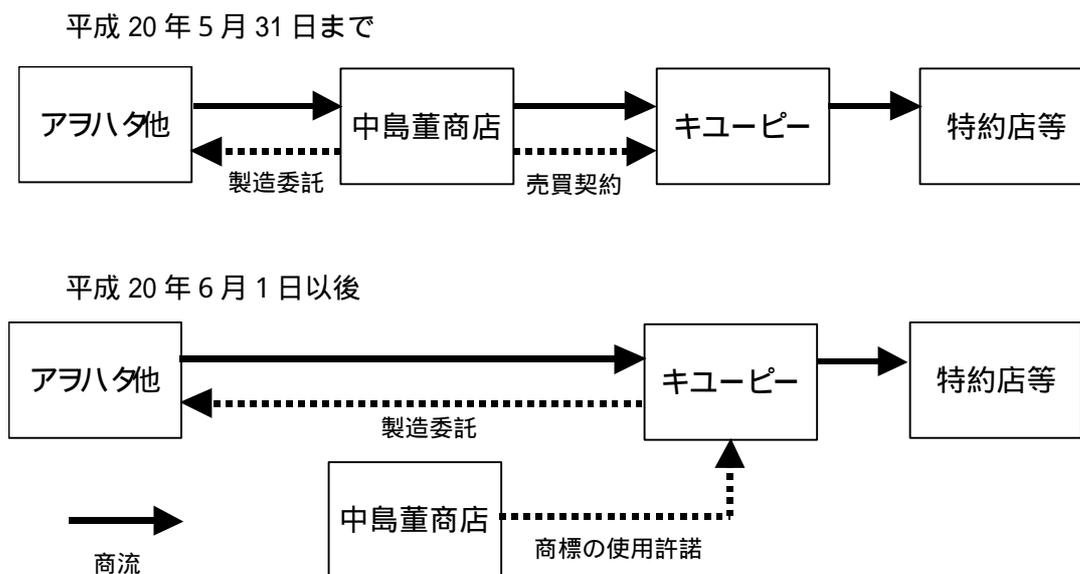
なお、今回の契約の変更によって中島董商店と当社との信頼関係が損なわれるものではなく、今後も良好な関係が維持されるものと考えております。

(参考1) 株式会社中島董商店の概要

1. 親会社等の名称 株式会社中島董商店
2. 本店所在地 東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
3. 代表者 代表取締役社長 中島 雄一
4. 属性 当社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社
5. 議決権所有割合 19.7%
6. 経営成績

	平成18年11月期	平成19年11月期
売上高	43,470百万円	43,858百万円
営業利益	26百万円	379百万円
経常利益	544百万円	206百万円
当期純利益	1,101百万円	393百万円

(参考2) 平成20年5月31日まで、6月1日以後の商品等取引模式図(概要)



以上